

「マタハラ防止措置」が事業主の義務となります！「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」事業

主催：香川労働局

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができる雇用環境を整備するため育児・介護休業法が改正されました。来年1月の改正法スタートを目前に控え、改正のポイントや職場におけるハラスメント対策、雇用管理に関する法令等の説明会を開催します。ぜひご参加ください。

日時・会場

※各会場や日程により説明内容がちがいますので、ご注意ください。

対象：事業主・人事労務担当者・労働者等



会場	日時・説明内容	開催場所	定員	参加する
高松会場 A	平成28年10月19日（水）【午前の部】10:00～12:00 ・育児・介護休業法の改正ポイント、法に沿った規定整備の方法 ・いわゆるマタハラ防止措置について ・パワハラ対策について	サンポートホール高松 第2小ホール 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー ホール棟5階	300名	
	平成28年10月19日（水）【午後の部】13:30～16:00 ・育児・介護休業法の改正ポイント、法に沿った規定整備の方法 ・いわゆるマタハラ防止措置について ・パワハラ対策について ・労働契約法について ・有期特措法について		300名	
高松会場 B	平成28年10月28日（金）・11月2日（水） ・育児・介護休業法 ※ 定員に達しました 説明会 規定整備の方法 ・いわゆるマタハラ防止措置について 14:30～16:00 規定整備等個別相談会【予約制】 （下記の申込票に記入）	高松サンポート合同庁舎 7階702会議室 高松市サンポート3-33	各40名	10/28 11/2
丸亀会場	平成28年11月9日（水）13:30～16:00 ・育児・介護 ※ 定員に達しました した規定整備の方法 ・いわゆるマタハラ防止措置について ・パワハラ対策について	ハローワーク丸亀 会議室 丸亀市中府町1-6-36	40名	

申し込み方法

※ 申込票は切り取らずに、この面をそのままFAXしてください。＜参加費無料＞

- 以下の参加申込票に必要事項（太枠内）を記入してください。電話番号は日中連絡可能な番号をご記入ください。
- 説明会へ参加ご希望の場合は、上記説明会スケジュールのご希望日時・会場の「参加する」欄に○印をつけてください。
- 10月28日（金）、11月2日（水）の個別相談会に参加ご希望の方は、

以下の参加申込票の希望時間帯の（ ）に第1希望・第2希望をご記入ください。

※定員に達し次第、申込みを締め切ります。

その場合、他の日時・会場に変更をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。



説明会参加申込票 FAX 087-811-8935

事業所名				電話番号			
所在地	(〒 -)						
所属名				氏名			
個別相談会参加ご希望の場合	10月28日（金）	14:30～（ ）	14:50～（ ）	15:10～（ ）	15:30～（ ）		
第1希望、第2希望をご記入ください	11月2日（水）	14:30～（ ）	14:50～（ ）	15:10～（ ）	15:30～（ ）		

■問合せ・申込み先■

香川労働局雇用環境・均等室 TEL 087-811-8924 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎